

平成 28 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 エ イ ア ン ド テ ィ ー
代 表 者 の 役 職 氏 名	代 表 取 締 役 社 長 三 坂 成 隆 (コード番号：6722)
問 い 合 わ せ 先	取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 新 国 泰 正
電 話 番 号	0 4 5 - 4 4 0 - 5 8 1 0 (代)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社への移行及び監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事等につきましては、それぞれ本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「役員人事及び組織変更並びに人事異動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示のとおり、「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行うものであります。併せて、会社法第 427 条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を変更するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 3 月 25 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 3 月 25 日

以上

# NEWS RELEASE

(別紙) 変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人
第5条～第10条 (条文省略)	第5条～第10条 (現行どおり)
(株式取扱規則) 第11条 株主名簿及び新株予約券原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 株主名簿及び新株予約 <u>権</u> 原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主権利行使に際しての手続き等については、法令または <u>本定款</u> に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
(招集者及び議長) 第14条 (条文省略)	(招集 <u>権</u> 者及び議長) 第14条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類 <u>および</u> 連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類 <u>及び</u> 連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第16条～第18条 (条文省略)	第16条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。  (新 設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> )は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2 (条文省略) 3 (条文省略)	(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。  2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> )の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

# NEWS RELEASE

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p> <p>(監査役の員数) 第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p><b>第 5 章 監査等委員会</b></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
---	--

# NEWS RELEASE

<p><u>ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第33条 監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u>  <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の権限)</u>  <u>第31条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

# NEWS RELEASE

	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
第 39 条～第 42 条 (条文省略)	第 35 条～第 38 条 (現行どおり)
(新 設)	<p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>1 当社は、第 39 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 第 39 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以上